

## 宇宙損害責任条約

神戸大学 国際宇宙法実践演習【3】  
高屋友里

## 目次

1. はじめに(下準備: the preliminaries) (pp. 34-35)
2. 定義(第1条) (pp. 35-37)
3. (賠償)責任の(法的)根拠 (pp. 37-38)
4. 共同責任(第4・5・6条) (p. 38)
5. 責任の免除(免責) (p. 38)
6. 損害賠償 (pp. 38-39)
7. 全額賠償原則の例外 (pp. 39-40)
8. 損害賠償請求 (pp. 40-43)
9. 国際機関 ( pp. 43-44 )

### 1. はじめに (PP. 34-35)

- ◆1959年 宇宙物体により生じる損害の責任問題について  
国連にアドホック委員会が設置  
ad hoc ラテン語: この問題に限っての 特別な
- ◆1962年 国連宇宙平和利用委員会  
(UN Committee on the Peaceful Uses of Outer Space) が設置  
法律小委員会と科学技術小委員会も下部に設置
- ◆1969年7月4日 日本代表が判例となるべき事例を提出した  
→1969年6月5日 宇宙空間に打ち上げられた危機の破片がシベリア沖に落ち、  
日本の貨物船が損傷し、5名の乗員が負傷  
→ベルギー・ハンガリー・インド・イタリアにより条約草案が作成
- ◆1971年6月19日 法律小委員会において条約草案が合意される (94か国が批准)

### 1. はじめに (PP. 34-35)

#### ◆宇宙損害責任条約

#### Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects

28か条から構成

前文 (preamble [priæmbəl])

“the need to elaborate effective international rules and procedures concerning liability for damage caused by space objects and ensure, in particular, the prompt payment of a full and equitable measure compensation to victims of such damage”

elaborate [ilɪəˈbeɪlət]: 入念な

苦心して作り上げる 綿密に仕上げる (理論を) 練り上げる

宇宙条約第7条(損害責任)と第6条(国家責任)と関係

### 2. 定義(第1条) (P. 35)

概要

#### ◆第1条

For the purposes of this Convention:

- (a) The term “damage” means ① loss of life, ② personal injury or other impairment (損傷) of health; or ③ loss of or damage to property of States or of persons, natural or juridical, or property of international intergovernmental organizations; Point
- (b) The term “launching” includes attempted launching; Point
- (c) The term “launching State” means: Point
  - (i) A State which launches or procures the launching of a space object;
  - (ii) A state from whose territory or facility a space object is launched;
- (d) The term “space object” includes component parts of a space object as well as its launch vehicle and parts thereof. Point

### 2. 定義(第1条) (P. 36)

概要

For the purposes of this Convention:

- (a) The term “damage” means ① loss of life, ② personal injury or other impairment (損傷) of health; or ③ loss of or damage to property of States or of persons, natural or juridical, or property of international intergovernmental organizations; Point

Q1. 精神的な苦痛は②に該当するか?

Q2. 直接損害だけでなく間接損害も該当するか?

natural persons 自然人  
juridical persons? 法人

- (b) The term “launching” includes attempted launching;

→ 打上げ実験や打上げ失敗も含む

## 2. 定義(第1条)(P. 36)

重要

### ◆「打上げ国(Launching State)」の定義

(c) The term "launching State" means:

- (i) A State which launches or procures the launching of a space object;
- (ii) A state from whose territory or facility a space object is launched;

打上げ国 ①打ち上げる国 ②打上げを調達する国

③自国の領土から、もしくは④自国の施設から宇宙物体が打ち上げられる国  
(※宇宙条約第7条に関係)

→被害者はこの4国の中から1国に損害の全額補償を訴えることができる

→予想される問題: 民間企業の活動に責任を有する国の特定(+製造会社も)

## 2. 定義(第1条)(P. 36)

重要

### ◆宇宙条約第6条第1文

「条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によって行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。」

→民間企業が設立された国も、その宇宙活動に責任を有する?

Q. 国際協力の例: 打上げに失敗して生じた損害に責任を担う国が1か国以上ある場合  
もしそのうち1か国だけが、原子力電池を使った宇宙物体の管轄権・管理権を有していたら・・・

## 2. 定義(第1条)(P. 36)

### ◆「打上げ国(Launching State)」に関する議論

✓小塚教授 「宇宙活動を行う民間企業に対して損害国が損害賠償訴訟を起こしたら? 損害が製造における問題によって生じていることも考えられる・・・」

著者→確かに、現在の(法的)状況は満足させるのではなく、補完的規則が必要

✓ILA(国際法協会) 「宇宙空間と月天体の利用は、すべての商業利用も含む」

著者→現実には対応できない(実現可能ではない(not feasible))

## 2. 定義(第1条)(P. 36)

✓公海上に浮かぶプラットフォームからの打上げ活動

Sea Launch社 ①主契約者 米国Boeing社

②ウクライナ製ロケット

③ノルウェーKvaerner社のプラットフォーム(船)

④ロシアEnergia社

1999年3月27日に初めての打上げ

赤道までプラットフォームで移動することで、打上げ燃料の節約

→コスト減 →競争力が高まる

著者 「特定の国家の領土から打ち上げるのではないので、打上げの損害責任の分配に問題がありすぎることは明らか」 apportionment: 割り当て 配分

## 2. 定義(第1条)(P. 37)

### ◆宇宙物体の定義

宇宙物体に「その構成部分、宇宙機とその部品」が含まれるというのは、多くの提案と長い熟考の成果であり、むしろ穏やかな宣言となった

Clarification: ~についての説明(on) 明らかにすること

Outcome: 結果 成果 余波 Deliberations: 熟慮 熟考

Culminate: (頂点に)達する (最終的に)~となる(in / with)

Bland: 個性のない 当たり障りのない (物腰の)穏やかな

Declaration: 宣言 Amplification: 拡大 増幅 拡張 補足

Formula: 方法 方式 打開策 解決策(for)

Meteorite [mitiariät]: 隕石 meteoroid 流星体

著者→条約適用においてこの定義は適切とまでは言えない

なお、隕石といった自然物体はこの物体には入らず

## 3. (賠償)責任の(法的)根拠(P. 37)

重要

◆この条約には「(賠償)責任」の定義がない

→地方自治法(Municipal law)から定義を引いてこなくてはならない

◆「宇宙物体により生じた」損害を場所により2種類に分けている

①地球の表面上に生じた損害と、飛行中の航空機に生じる損害

②地球の表面上以外の場所で生じた損害

→①絶対責任(第2条・第4条第1項(a))

→②過失責任(第3条・第4条第1項(b))

Point

### 3. (賠償)責任の(法的)根拠 (P. 37) 重要

#### ◆「宇宙物体により生じた」損害

第2条 A launching State shall be absolutely liable to pay compensation for damage caused by its space object on the surface of the Earth or to aircraft in flight.

#### ①地球の表面上に生じた損害と、飛行中の航空機に生じる損害

→絶対責任(第2条・第4条第1項(a)) Point

著者: たとえ不可抗力であっても(*force majeure*)

どんなに注意をしようともぬぐえ切れない危険性が、「高度の危険を伴う活動」にはある  
宇宙活動=ultra-hazardous activity

Q. 航空機はそんなに脆弱か?

A. 打上げ情報がなければ、宇宙物体の飛行により航空機は危険にさらされる 11

### 3. (賠償)責任の(法的)根拠 (P. 37) 重要

#### ◆「宇宙物体により生じた」損害

第3条 In the event of damage being caused elsewhere than on the surface of the Earth to a space object of one launching State or to persons or property on board such a space object by a space object of another launching State, the latter shall be liable only if the damage is due to its fault or the fault of persons for whom it is responsible. Point

#### ②地球の表面上以外の場所で生じた損害

→過失責任(第3条・第4条第1項(b)) Point

14

### 3. (賠償)責任の(法的)根拠 (P. 38) 重要

#### ◆「宇宙物体により生じた」損害

宇宙機(spacecraft)通しが関係する衝突であれば、関係国の立場は対等である  
→航空法の例に従い、過失主義にすることは、もっともな解決なのである

著者「上記の過失主義について批判的な意見があろうとも、むやみにそれらを強調すれば、本条約にある解決策に反することになるであろう

→実際の適用を妨げるという逆の効果を生じるかもしれない

contravention: 違反 違法行為

hamper: 妨げる 邪魔になる 15

### 4. 共同責任(第4・5・6条)(P. 38)

#### ◆共同責任

2以上の国家が1つの宇宙物体を共同して打ち上げる際にいつでも適用される

→それらの国家は、生じるいかなる損害に対しても共同にそれぞれ責任を負う Point

→宇宙物体がその領域または施設から打ち上げられる国は、共同打上げの参加国とみなす(第5条3項)

#### ◆共同打上げで、もし第3国もしくは自然人・法人に損害が生じた場合、

2国(the first two: 共同打上げ国)は連帯して(jointly and severally)責任を負う

著者「航空法の1952年ローマ条約にある、航空機による第三者への損害における共同責任に倣っている」 Point

16

### 5. 責任の免除(免責)(P. 38) 重要

1. Subject to the provisions of paragraph 2 of this article, exoneration from absolute liability shall be granted to the extent that a launching State establishes that the damage has resulted either wholly or partially from gross negligence (重大な過失) or from an act or omission done with intent to cause damage on the part of a claimant State (請求国) or of natural or juridical persons it represents.

2. No exoneration whatever shall be granted in cases where the damage has resulted from activities conducted by a launching State which are not in conformity with international law including, in particular, the Charter of the United Nations and the Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies.

#### ◆免責の条件

①もし打上げ国が、その損害が、請求国・その自然人もしくは法人による重大な過失または作為もしくは不作為(損害を引き起こす意図での作為・不作為に限る)により生じたと証明できる場合 Point

②国際法(とくに国連憲章と宇宙条約9)に従って活動していた場合(反対解釈) 17

### 6. 損害賠償(P. 38)

#### ◆適切な損害賠償は宇宙損害責任条約で保障されている

#### 第12条

The compensation which the launching State shall be liable to pay for damage under this Convention shall be determined in accordance with international law and the principles of justice and equity, in order to provide such reparation in respect of the damage as will restore the person, natural or juridical, State or international organization on whose behalf the claim is presented to the condition which would have existed if the damage had not occurred (現状回復). Point

Pervade: 浸透する 満たす 18

## 6. 損害賠償 (P. 39)

- ◆「damage」は第1条の定義とともに読む
  - ◆著者「直接損害のみが条約の対象となっている」(×間接損害)  
起草段階の議論→間接損害を入れると実際には(法適用に)多大な問題が生じる
  - ◆国際法および「正義および衡平の原則」に従って
- 著者 「かなりあいまいな用語」  
イタリア政府代表者の提案  
一般規則にある「正義と衡平」の用語をいれることにより、  
損害の被害国(の国内法)にある既存の法制度が仲裁委員会で考慮されるのでは

## 6. 損害賠償 (P. 39)

- ◆宇宙損害責任条約にはまだ欠如している点がある
- 例: 事故後長い間明らかにならない損害を特定する基準は何になるのか?  
→損害賠償の請求に期限を設けては?  
その他、不適切であるゆえ明らかにした方が良い定義がいくつかある

20

## 7. 全額賠償原則の例外 (P. 39)

- ◆宇宙損害責任条約の基本原則はすべての損害に対する賠償である  
しかし、第7条は、いくつかの例外を規定している

The provisions of this Convention shall not apply to damage caused by a space object of a launching State to:

- (a) Nationals of that launching State;
- (b) Foreign nationals during such time as they are participating in the operation of that space object from the time of its launching or at any stage thereafter until its descent (下降), or during such time as they are in the immediate vicinity (近郊) of a planned launching or recovery area as the result of an invitation by that launching State.

### ① 打上げ国の国民

Point

- ② 打ち上げ時から着陸(下降)まで宇宙物体の運用に参画している外国人・打上げ国の招待により打上げ予定地もしくは回収予定地に隣接する地域に滞在している外国人

## 7. 全額賠償原則の例外 (PP. 39-40)

- ① 打上げ国の国民
  - ② 打ち上げ時から着陸(下降)まで宇宙物体の運用に参画している外国人・打上げ国の招待により打上げ予定地もしくは回収予定地に隣接する地域に滞在している外国人
- ◆第7条により、一番危険にさらされている①②の人は本条約の適用を受けられない

原子力損害にも例外はなく、長い議論の末、補償額の上限が設けられなかった  
(旧ソ連の代表は最大賠償額の設定を強く主張した)

1960年原子力損害賠償に関する条約は参考にされず  
(原子力分野の第三者責任に関するパリ条約)  
→著者「賠償額の上限を設ければ、保険問題もより容易に解決するであろう」

## 8. 損害賠償請求 (P. 40)

- ◆請求に関する問題
- ① 請求国は外交ルートを通じて打上げ国に損害賠償を請求しなくてはならない
- ② 損害が生じた日から、もしくは、打上げ国の責任が特定できてから1年以内に請求しなくてはならない(第10条1項)
- ③ 外交ルートを対する請求が解決されなければ、どちらかの関係国の要求により請求委員会に訴えが付託される
- ④ 請求委員会の構成は、打上げ国、請求国、議長3名により任命された3名による。もし議長による任命について合意が得られない場合は、関係国は国連事務局に議長の任命を要求できる
- ⑤ もし期限内に任命ができなかった場合、議長は、一方の関係国の要求により、1名での請求委員会を設置しなくてはならない(第16条1項)

## 8. 損害賠償請求 (P. 40)

- ◆請求に関する問題
- 請求委員会の権限の議論の際、意見が割れた (considerable differences of opinion)  
全権委任 VS 勧告的役割  
妥協案が第19条2項である
- The decision of the Commission shall be final and binding if the parties have so agreed; otherwise the Commission shall render a final and recommendatory award, which the parties shall consider in good faith. The Commission shall state the reasons for its decision or award.
- 両当事者が合意した場合 → 決定は法的拘束力を有する  
合意しない場合 → 勧告的意見・両国は誠実に考慮
- 批判あり → 紛争当事国も請求委員会のメンバーである点

## 8. 損害賠償請求 (PP. 40-41)

## ◆請求に関する問題

1998年-1999年 宇宙平和利用委員会 法律小委員会

「宇宙空間を律する5国際法文書の再検討」

相互主義に基づき (on a reciprocal basis)、請求委員会の決定を拘束力あるものとして受け入れる旨の宣言を各国に促そうとした

→しかし、何カ国かが従っただけであった

Pertinent: 適切な (to)

worth noting: 述べる価値のある→述べておくべきこと(は)

→より適切な要点で述べておくべきことは、国際司法裁判所 (International Court of Justice) の役割について何も記載されていないことである

25

## 8. 損害賠償請求 (PP. 40-41)

## ◆国際司法裁判所 (International Court of Justice) (の役割に関する) 条項がない

理由: ①ICJの管轄権は多くの国家に認識されていない

②ICJ規程は国際機関でも訴えられるように改訂される必要がある

Art. 34 of ICJ Statute

1. Only states may be parties in cases before the Court.

2. The Court, subject to and in conformity with its Rules, may request of public international organizations information relevant to cases before it, and shall receive such information presented by such organizations on their own initiative.

3. Whenever the construction of the constituent instrument of a public international organization or of an international convention adopted thereunder is in question in a case before the Court, the Registrar shall so notify the public international organization concerned and shall communicate to it copies of all the written proceedings.

## 8. 損害賠償請求 (PP. 41-42)

## ◆宇宙空間における国家活動が増え、また、国家だけでなく私的組織 (= 私企業) による商業宇宙活動が増え、紛争解決が注目されるようになった

Böckstiegel 1979年に紛争解決に関する会議を開催

紛争解決に関する条約草案を作成→IISL・国際法協会に提出

①判決: ICJもしくは特定の国際裁判による判決

②仲裁: 特設仲裁もしくは監督仲裁

③当事国の選択より①と②の両用

→第3者による強制的解決が実際には最も適切な解決案と結論

Adjudication: 判決

27

## 8. 損害賠償請求 (P. 42)

## ◆宇宙損害責任条約は次の点が指摘されよう

①条約署名国でない国家 (= 当事国) はある特定の利益をえられるであろう

②過去に衛星から生じた損害に関する事例があったが、非公式に「裁判の外で」賠償がなされている

例: 1978年1月24日 旧ソ連の衛星コスモス954がカナダに墜落

人への損害はなかったが環境損害があった

旧ソ連・カナダともに条約当事国

カナダは旧ソ連に600万ドル (= 6億円) を請求

Observation: (観察にもとづく) 所見 批評

Reap: 取得する

28

## 8. 損害賠償請求 (P. 42)

例:

カナダは旧ソ連に600万ドル (= 6億円) を請求

旧ソ連は1968年宇宙救助返還協定に基づき、救助を支援する機会が与えられる点を主張し損害賠償額を制限しようとした

カナダは米国から支援を受けたが、旧ソ連からは断る

また、旧ソ連は「損害」に「環境」は入らないと主張

カナダは3億円で解決 (実際には、少なくとも14億円がかかったのだが)

外交ルートによる解決であり、請求委員会による解決ではなかった

※来週、宇宙救助返還協定の授業でもう一度検討しましょう

29

## 8. 損害賠償請求 (P. 42)

③被害者のために国際賠償基金を設立することは良い案なのだろうか?

あったに越したことはないが、基金が実現されたら、被害者に賠償する簡単な方法ができ、長く複雑な手続きの犠牲になることを避けられる

→ Van Fenema 「損害を生じた国家は、仲裁の賠償金を完全に無視するであろう」

著者 「被害者が適切な賠償金を支払われる有効な保証はないのだから、国家の善意に全面的に頼るしかないであろう」

benevolence: 善意

30

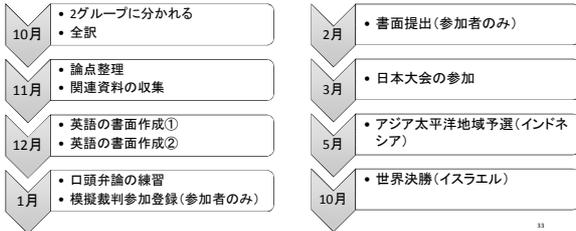
第3回授業  
終わり

31

マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判  
MANFRED LACHS SPACE LAW MOOT COURT COMPETITION

32

マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判  
日程スケジュール



33

マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判:「惑星防衛事件」  
グループ分け



終わり

35